

## 様式集

## 様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者 (法人の場合は 主たる事務所の 所在地、名称及び 代表者の氏名)	郵便番号 住所	電話番号								
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域 の名称										
雨水浸透阻害行為に に関する工事及び対策 工事の計画の方針										
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 の現況	宅地 (m <sup>2</sup> )	池沼 (m <sup>2</sup> )	水路 (m <sup>2</sup> )	ため池 (m <sup>2</sup> )	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その他	合計	
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 利用図面	宅地 (m <sup>2</sup> )	池沼 (m <sup>2</sup> )	水路 (m <sup>2</sup> )	ため池 (m <sup>2</sup> )	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その他	合計	
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
対策工事に係る雨水 貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数					行為後の流出係数				
	行為前の流出雨水量 (m <sup>3</sup> /秒)					行為後の流出雨水量 (m <sup>3</sup> /秒)				
	名 称					容量及び構造			管理者(帰属先)	
	雨水貯留浸透施設の計画									
その他の 他										

注 他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

## 様式第2号（第4条関係）

## 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

久留米市長 宛て

申請者（協議者） 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項  
 第37条第4項において準用する同法第35条 の規定により、雨水  
 浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請します。  
 について協議が成立した 協議します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称					
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m <sup>2</sup> )				
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要					
	4 対策工事の計画の概要					
変更の理由						
雨水浸透阻害行為の許可番号			年	月	日	第 号
工伴事いの変計画する変事に項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日				
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日				
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日				
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日				
その他必要な事項						
※受付番号			年	月	日	第 号
※変更の許可に付した条件						
※変更の許可番号			年	月	日	第 号

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

## 様式第3号（第4条関係）

## 雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

久留米市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変更の理由			
その他必要な事項			

第4号様式（第5条関係）

## 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

久留米市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の〕  
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので、久留米市特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日	
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	(電話番号 )
	現場管理者の氏名	

様式第5号（第9条関係）

## 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

様

久留米市長

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日 検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年月日	第号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	

## 別記様式第二（第十六条関係）

許可申請  
雨水浸透阻害行為  
協議書

第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 第 35 条 許可を申請 について 協議します。  年 月 日 久留米市長 殿  住所  氏名		※ 手数料欄
雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m <sup>2</sup> )
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
	※受付番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

## 備考

- 「許可申請 「第 30 条 「許可を申請 について、該当するものを○で囲むこと。  
協議」、 第 35 条」、 協議」
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手續の状況を記載すること。

## 別記様式第三（第二十六条関係）

## 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

久留米市長 殿

届出者 住 所

氏 名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

## 記

- |                                     |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日              | 年 | 月 | 日 |
| 2 対策工事の完了年月日                        | 年 | 月 | 日 |
| 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称 |   |   |   |

※ 受付番号	年	月	日	第	号
※ 検査年月日	年	月	日		
※ 検査結果	合		否		
※ 検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

## 別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請  
雨水貯留浸透施設機能阻害行為  
書  
協議

第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協議 年 月 日 久留米市長 殿 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請  
協議」、「第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条」、「許可を申請  
協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - ※印のある欄は記載しないこと。
  - 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施工方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
  - 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）										種装された土地				その他の工地からの流出雨水量を増加させる行為に係るおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地			
エリアNo	宅地等			道路（法面を有するものに限る。）			鉄道線路（法面を有するものに限る。）			飛行場（法面を有するものに限る。）			ゴルフ場（雨水を排水するための排水施設を併用するものに限る。）			運動場（他の施設設備による排水を除くものに限る。）			ロード（他の施設設備による排水を除くものに限る。）		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	左記以外の土地	不漫透法面	植生法面	左記以外の土地	不漫透法面	植生法面	左記以外の土地	不漫透法面	植生法面	左記以外の土地	山地	林地、耕原野その他の工地に造成された種生に覆われた法面	山地	林地、耕原野その他の工地に造成された種生に覆われた法面	
小計1																					
小計2																					
合計																					

(単位: m<sup>3</sup>)

土地利用別面積集計表		エラーチェック	計画土地利用面積が正しく入力されていないと、ここにエラーメッセージがでます				
区分	土地利用の形態の細区分	①現況土地利用面積(m2)	②計画土地利用面積(m2) 上段:現況が1号及び2号関連 中段:現況が3号関連 下段:現況が1~3号関連以外	③雨水浸透阻害行為の該当面積(m2) 1・2号関連:②の中段+下段 3号関連:②の下段	流出係数	行為前 集水面積 (ha)	行為後 集水面積 (ha)
宅地等に該当する土地	宅地						
	池沼						
	水路						
	ため池						
	道路 (法面を有しないものに限る。)						
	道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)					
		植生法面 (流出係数=0.40)					
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)					
	鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)						
	鉄道道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)					
		植生法面 (流出係数=0.40)					
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)					
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)						
	飛行場 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)					
		植生法面 (流出係数=0.40)					
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)					
宅地等以外の土地	第2号関連	コンクリート等の不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く。)					
		コンクリート等の不浸透性材料により覆われた法面					
	第3号関連	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)					
		運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)					
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					
掲上げる第1地号以外の第3地号に	山地						
	人工的に造成され植生に覆われた法面						
	林地、耕地、原野、その他ローラーその他これらに類する建設機械を用いて締め固められていない土地						
	合計						
合成流出係数				上記面積が1000m <sup>2</sup> 以上の場合、許可申請対象			

様式-E

## 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式  $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q : 流量 (m<sup>3</sup>/s)

f : 流出係数 (様式-Eより)

r : 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (○○川流域基準降雨より)

A : 集水面積 (ha) (様式-Eより)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad = \quad \text{m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad = \quad \text{m}^3/\text{s}$$

よって、

$$\text{m}^3/\text{s} - \text{m}^3/\text{s} = \text{m}^3/\text{s}$$

$\text{m}^3/\text{s}$  分をカットする対策が必要

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

### 樣式一F

### 表面計算結果

最大流入量(行為後)  
最大放流量  
m3/s  
m3/s  
<許容放流量  
m3/s

様式-G

No.

## 雨 水 浸 透 阻 害 行 為 許 可 事 前 相 談 書

事前相談日時	年 月 日 ( ) : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 氏 名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先 ( ) 担当者名
備考	

(注) 事前相談には、次の図書（○：提出が必須な図書、●：提出が任意な図書）を提出してください。提出する図書にはチェックをお願いします。各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい。

	図書名	提出図書	チェック
1	行為区域位置図（図面-1）	○	
2	行為区域区域図（図面-2）	○	
3	現況平面図（行為前）（図面-3）	○	
4	現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式-A）	○	
5	土地利用計画図（行為後）（図面-4）	●	
6	計画土地利用区分面積集計表（様式-B）	●	
7	排水施設計画平面図（図面-5）	●	
8	行為区域の現況写真（資料-1）	○	
9	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）（資料-2）	●	
10	公園の写し（資料-3）	●	
11			
12			
13			

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積	m <sup>2</sup> _____
雨水浸透阻害行為許可申請	( 要 · 不要 ) _____
許可申請不要の理由	_____
備考	_____
結果の連絡	年 月 日 濟 (□Tel □来庁)
連絡した相手名	

※印欄は記入しない

## 様式－H

## 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

## 記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。  
所在地
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。  
氏名
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレーン、透水性舗装等の総体をいう。  
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。  
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。引き継ぐ際には、許可申請書1式及び許可書の写しを引き継ぐものとする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ市長の許可を得るものとする。  
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て  
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築  
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去  
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事に設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類	作業内容		頻度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高压洗浄	

## 参考様式-1

第 号  
令和 年 月 日

住所 氏名 様

久留米市長 印

## 雨水浸透阻害行為許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第36条第2項の規定により通知します。

許可条件		別紙のとおり
雨水 浸透 阻害 行為 等の 概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 雨水浸透阻害行為に 関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する 工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

## 教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 参考様式-2

第 号  
令和 年 月 日

住所 様  
氏名

久留米市長 印

## 雨水浸透阻害行為変更許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為の変更については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第37条第4項において準用する同法第36号第2項の規定により通知します。

許可条件		当初許可のとおり
雨水 浸透 阻 害 行 為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 雨水浸透阻害行為に 関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する 工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

注 1 変更しようとする事項について、変更後のものを記載している  
教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 参考様式-3

第 号  
令和 年 月 日

住所 様  
氏名

久留米市長 印

## 雨水貯留浸透施設機能阻害許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水貯留浸透施設機能阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第39条第4項において準用する同法第36号第2項の規定により通知します。

許可条件		別紙のとおり
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれの行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	令和 年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	令和 年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	令和 年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	令和 年 月 日
	その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

注 1 変更しようとする事項について、変更後のものを記載している

## 教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。